

自治基本条例(仮称)骨子案素案に対する意見集約表(各会派等抜粋)

参考資料1

章と項目		テーマ	意見の要約	対応案	
会派名：自由民主・市民クラブ					
2	前文	前文	最高規範性	最高規範としての位置づけは不要	現行の法体系上、条例に上下関係はないので、自治に関する基本条例として、その他の条例はこの基本条例に整合性を保つよう努力しなければならない、という位置づけにしている。
13	前文	前文	背景	4つの村や玉川上水の開墾のあたりから書き込むべき。	市の歴史的背景については、条例案を作成する際に改めて精査する必要がある。
50	第1章 総則	基本原則	情報共有の対象	市は圧倒的な情報を持っているので、積極的に情報公表をし、情報の差を埋めて市民が適正な判断をできるようにしてほしい。	第3章参加と協働 情報共有のところでご意見の趣旨は記載している。
68	第1章 総則	用語の定義	市民	一般論として「市民(個人)」「事業者(団体・法人)」にNPO、任意団体、外国人まで含めてよいと思うが、住民投票等個別の案件については、公職選挙法等に基づき厳格に定義した方がよい。	市民の定義については、市政参加を広く促すという趣旨で、あまり限定的にとらえる必要はないという議論を行った。なお住民投票等個別の案件については別途定義が必要と考える。
77	第2章 市民・議会・市長等の役割	議会の責務	議会の責務	議会は議決機関であることを記載するべき	議会と関係する部分については、議会基本条例と整合を図った上で規定する必要がある。
154	第3章 参加と協働	情報共有	情報共有	情報公開条例に基づき意思形成過程の情報共有に関しては深化を求める。	懇談会の議論においても、情報を公表するタイミングについてはたびたび議論となったが、「案件によるため、一律の定めを設けることは困難」という意見が出たことを受けた結果、骨子案素案の「市は、市の保有する情報を市民に適時適切に公表し、分かりやすい情報公開に努める」という表現になっている。
167	第3章 参加と協働	市民参加	市民参加	市民参加の対象事項は各々が解釈が異なる(特に「重要な計画、重要な条例」)ので、具体的に記載する必要があるのか。	懇談会では、市民の権利義務に関わる内容を含むもの、市民との関係を規定するものは重要な計画・条例に入るという整理をしているが、今後条例案を作成する際には、具体的にどういった内容が含まれるのかについて検討が必要と思われる。
169	第3章 参加と協働	市民参加	協働・コミュニティ	協働とコミュニティに関しては条文化せず前文への書き込みでよいのではないか。	「協働」については自治の推進に向けて、この条例の基本原則として示している。「コミュニティ」については、武蔵野市の特徴の一つであるので、前文で歴史的背景等を記載した上で、考え方を条文として記載するという整理をしている。
171	第3章 参加と協働	市民参加	市民参加	参加できる人は減っているが、参加したいという気持ちはある人は多い。各段階で主体的に市民が参加できる仕組みをつくるというエッセンスは入れるべき。	ご意見のとおりと考える。そのためこの条例で自治及び市政運営に関する基本的事項を定め、市民・市議会・市長等の役割を明文化するものとする。
214	第3章 参加と協働	住民投票	住民投票	常設型の住民投票条例を制定することについては慎重な議論を要する。	懇談会でも住民投票は多数者が少数者の権利を侵害しかねないという危険もはらんでおり、慎重に検討しなければならないという意見もあったが、市民意見を直接表明する手段をもう一つ確保することにより、市民自治のさらなる推進につなげるという考えに至ったものである。
215	第3章 参加と協働	住民投票	住民投票	常設型の住民投票条例を制定することについては反対である。大衆迎合的な政策をあおることに使われたり、一時のブームで流される危惧があること、住民投票自体は現行制度でも可能なことからである。	この条例で検討している住民投票制度は市長・議会の二元代表制を補完するものであり、発議の要件のハードルが低いと市民・議会・市長等各主体間の合意形成の過程が不十分となることやコスト面での問題が生じる恐れがあるため、地方自治法で定めている条例制定権の要件(有権者の1/50以上の署名)よりも厳しくすべきと考えている。
314	第4章 議会と市長との関係	議会と市長との関係	常任委員会への出席について	今まで通りの形(市長等が出席する形)を明文化してもらいたい。	議会に関する事項については議会と十分に協議を行い、議会で検討中である議会基本条例との整合を図ったうえで自治基本条例案を作成する。

自治基本条例(仮称)骨子案素案に対する意見集約表(各会派等抜粋)

参考資料1

	章と項目		テーマ	意見の要約	対応案
315	第4章 議会と市長との関係	議会と市長との関係	議会の会期	職員の負担(拘束時間)等を考えると現行の形式がよいのではないかと。ただし、議決機関ではないが全員協議会を有効的に活用することを求める。	議会に関する事項については議会と十分に協議を行い、議会で検討中である議会基本条例との整合を図ったうえで自治基本条例案を作成する。
317	第4章 議会と市長との関係	議会と市長との関係	行政報告の位置づけについて	定義の明確化はよいが、その事により議会への情報提供が狭まることがないように注意してほしい。	
321	第4章 議会と市長との関係	議会と市長との関係	反問権	論点及び争点を明確にすることであれば良いと思う。	
327	第4章 議会と市長との関係	議会と市長との関係		議会基本条例にて突っ込んで検討しているので、自治基本条例では大枠を規定するのみでよいと思う。	
345	第5章 行政の政策活動の原則	行政の政策活動の原則	財政援助出資団体について	各団体への指導監督等、団体への市の関わりについてはきちんと規定してもらいたい。	財政援助出資団体を設立し、さまざまな公益的な事業を行ってきたことは本市の特徴の一つであるが、現在条例上の位置付けは何もないため、財政援助出資団体に対する市の関わりについては第5章の中で規定する方向で骨子案素案に入れていく。
348	第5章 行政の政策活動の原則	行政の政策活動の原則	政策法務の推進	主語は「市長等」でなく、「市」ではないのか。(議会も立法機能を担っている。)	議会が法律の定めにより立法機能を担っていることはご指摘のとおりだが、本章は「行政の政策活動の原則」ということで、執行機関としての原則を記載しているため、敢えて主語を「市長等」としている。
350	第5章 行政の政策活動の原則	職員の責務	災害時の規定	市長等の補助機関として職員に災害時の規定を設けるのであれば、市長の責務にも災害に関する事項を入れるべきではないか。	市長等の責務の項目の1番目の「市政全体の総合的な調整」に含まれると解している。
356	第6章 国及び東京都との関係	国及び東京都との関係	記載の必要性	この条例では地方自治法に規定されていないことを中心に定めることとしているのならば、記載する必要はあるのか。	懇談会においては、この条例を、自治を体系的に表すインデックス的な存在として位置付けるために、法律に書かれていることについても敢えて書くべきだという意見があった一方で、なるべく分かりやすくシンプルなものであるべきという意見も出ていた。その結果、「この条例には地方自治法などの法律に規定されていない事項を中心に書くこととするが、特に重要と考える項目については記載する」という整理になっている。
366	第7章 広域的な連携及び協力	広域的な連携及び協力	法律との関係	この条例では地方自治法に規定されていないことを中心に定めることとしているのならば、記載する必要はあるのか。	
385	第8章 平和	平和	平和	条文化せず前文への書き込みでよいのではないかと。	前文は本文と共に条例の一部を構成するもので、各条項の解釈の基準を示す意義・効力を有するが、具体的な規定には当たらず、前文の内容から直接的効果は生じないという一般的な解釈のもと、武蔵野市が今後も平和を大切にしていくことに効力を持たせるため、懇談会においては、本文にも平和に関する条項を置くこととした。

自治基本条例(仮称)骨子案素案に対する意見集約表(各会派等抜粋)

参考資料1

章と項目		テーマ	意見の要約	対応案	
会派名：空（そら）					
12	前文	前文	人権についてはすべての基礎となり、シティズンシップの土台となると考えられるため、前文でしっかり記載していただきたい。	人権については憲法で保障されているものであり、この条例でも大前提となる考え方なので、前文において記載している。	
109	第2章 市民・議会・市長等の役割	市民の役割	市民の権利	「市民の権利」についてどのように検討されたのか。	市民の権利については項目として設けることはせず、他の項目それぞれの中に入れるという整理をしている。
165	第3章 参加と協働	市民参加	「重要な」の捉え方	市民参加において「重要な」ものとはどう考えていくのか。	懇談会では、市民の権利義務に関わる内容を含むもの、市民との関係を規定するものは重要な計画・条例に入ると整理しているが、今後条例案を作成するには、具体的にどういった内容が含まれるのかについて検討が必要と思われる。
195	第3章 参加と協働	市民参加	市民の権利	「公共施設建設等により生活に影響を受ける地域の市民に対し、市は意見を述べる機会を確保するよう努めるものとします」としているが、さらに一歩進めて諸事業の決定プロセスへの当事者参加、市民参加の道を開くべきではないか。	懇談会での「各段階で主体的に市民が参加できる仕組みをつくる」というエッセンスを入れるべき」という議論を踏まえ、現在の記述となっている。
312	第3章 参加と協働	コミュニティ		「コミュニティは(中略)市民生活の基礎単位です」という表現はどうしても堅いイメージとなる。武蔵野市のコミュニティの基本的なあり方はピラミッド型ではなく、横つながりの多層的・重層的なもの、オープンなものイメージすべきで、この記述は柔らかなものに改めてほしい。	「市民生活の基礎単位」は「武蔵野市のコミュニティ構想」による考え方である。コミュニティ構想のコミュニティについての考え方は、概ねご意見の趣旨に沿ったものとなっている。
394	その他	その他	改正手続	条例の見直し規定については、議論の必要があると考える。	改正手続についての議論はあったが、「見直し規定」という切り口での議論はこれまで懇談会では行っていないので、ご意見を踏まえて検討する。
401	その他	その他	子どもの権利について	子どもの権利を保障する取組みは、市におけるすべての人々の自治と共生を進めるものであると考える。何らかの記載をお願いしたい。	人権についての議論はあったが、「子どもの権利」という切り口での議論はこれまで懇談会では行っていないので、ご意見を踏まえて検討する。

自治基本条例(仮称)骨子案素案に対する意見集約表(各会派等抜粋)

参考資料1

章と項目		テーマ	意見の要約	対応案	
会派名：日本共産党武蔵野市議団					
1	前文	前文	最高規範性	「他の条例の解釈の基準となる、基本的な条例」としているが、他の自治体の条例では「最高規範」としているところもある。位置づけについてはどう見たらよいのか。	現行の法体系上、条例に上下関係はないので、自治に関する基本条例として、その他の条例はこの基本条例に整合性を保つよう努力しなければならない、という位置づけにしている。
75	第2章 市民・議会・市長等の役割	議員の役割		市民の役割、市長等の役割を含め、どこまでこの条例に記載するのか。議会基本条例との整合性はどうか。	議員の役割に限らず、議会と関係する部分については議会基本条例と整合を図る必要がある。
139	第3章 参加と協働	情報共有	会議のあり方について	会議の非公開については恣意的であってはならないと考える。非公開とする状況については列挙すべき。	ご指摘のとおりで、非公開とする会議は情報公開条例に定める非開示情報が内容に含まれるもの、と想定している。
227	第3章 参加と協働	住民投票	住民投票のあり方	方向性はありと思う。「常設型の住民投票条例を定めます」ということのみを書くのか。どこまでのイメージで盛り込もうとしているのか。	骨子案素案の項目名のすぐ下の囲みの部分を自治基本条例に入れる想定ではあるが、住民投票についてはどこまでを自治基本条例に定め、どこからを住民投票条例で定めることとするかも、今後条例案の作成の際に検討していく。
280	第3章 参加と協働	住民投票	投票権者	住民投票自体は公職選挙法の規定と同じである必要はないので、柔軟に考えるべきではないか。	武蔵野市として、投票権者の拡大の範囲を相当の合理性をもって定めることは困難という考えに基づき、原則は公職選挙法の有権者に準じることとしている。
286	第3章 参加と協働	協働	協働	市が本来行わなければならないもので、その手段として協働が使われるのはよくないと思える。	「協働」については自治の推進に向けて、この条例の基本原則として、その考え方を示したものである。
318	第4章 議会と市長との関係	議会と市長との関係	合意形成について	合意形成をするのが議会の目的なのかについては疑問に思う。	議会に関する事項については議会と十分に協議を行い、議会で検討中である議会基本条例との整合を図ったうえで自治基本条例案を作成する。
320	第4章 議会と市長との関係	議会と市長との関係	反問権	反問権を自治基本条例で規定することには違和感がある。議会基本条例で規定すべき事項と思われる。	議会に関する事項については議会と十分に協議を行い、議会で検討中である議会基本条例との整合を図ったうえで自治基本条例案を作成する。
331	第5章 行政の政策活動の原則	行政の政策活動の原則	健全な財政運営について	当たり前のことをあえて規定する理由は、わざわざ書き込むことにより、あれもこれも我慢せよということに使われることを危惧する。	懇談会においては、この条例を、自治を体系的に表すインデックス的な存在として位置付けるために、法律に書かれていることについても敢えて書くべきだという意見があった一方で、なるべく分かりやすくシンプルなものであるべきという意見も出ていた。その結果、「この条例には地方自治法などの法律に規定されていない事項を中心に書くこととするが、特に重要と考える項目については記載する」という整理になっている。
355	第6章 国及び東京都との関係	国及び東京都との関係	国と東京都との関係	当たり前のことをあえて規定する理由は、「対等な立場で連携・協力」については、市民の利益を守る立場で推進すべし。	懇談会においては、この条例を、自治を体系的に表すインデックス的な存在として位置付けるために、法律に書かれていることについても敢えて書くべきだという意見があった一方で、なるべく分かりやすくシンプルなものであるべきという意見も出ていた。その結果、「この条例には地方自治法などの法律に規定されていない事項を中心に書くこととするが、特に重要と考える項目については記載する」という整理になっている。
364	第7章 広域的な連携及び協力	広域的な連携及び協力	自治体同士の協力	「施設の共同利用など、市民サービスの維持・向上に向けた自治体同士の協力」については、公共施設の削減目的に使われないか。	第7章は、広域的な連携及び協力という切り口で近隣自治体との協力について記載している。その目的は市民サービスの向上のためであり、公共施設の削減が目的ではない。
390	第8章 平和	平和		平和を独立した章立てにしたことは評価する。前文の法規規範性はあるのか。	前文は本文と共に条例の一部を構成するもので、各条項の解釈の基準を示す意義・効力を有するが、具体的な規定には当たらず、前文の内容から直接的効果は生じないと一般的には解釈されている。

章と項目		テーマ	意見の要約	対応案	
内山さとこ議員					
51	第1章 総則	基本原則	新たな公共セクター	4つの基本原則は是とする。情報共有と市民参加を進め、計画的な市政運営を図ることはこれまでの市政運営のルールの明文化である。ただし、公共的な課題の解決に向けて多様な主体が協働を推進する先には、広い意味での「新たな公共セクター」の創出・拡大を想定すべきである。	この条例では協働について原則を明示的に規定したいと考えている。
295	第3章 参加と協働	コミュニティ	新たなコミュニティ	これから武蔵野市が自治基本条例をつくるとすれば、それはとりまなおさず、新たなコミュニティ構想を明文化するものとなろう、ということだ。 ハード・ソフトともに市政運営の根本を問い直すべき時である現在において、総合的な市政運営のルールというならば、新たなコミュニティ構想として明文規定していくことが求められるのではないかと。 骨子案素案でのコミュニティの扱いそのものに疑問を感じている。一部(市民も議員も)では、コミュニティ構想とコミュニティセンターの現状を混同している例も見られる。議論を避けずに、コミュニティごとの意見交換など全市民的な議論を重層的に行い、そうした過程を経る中で、初めて、自治基本条例の存在意義が生まれるのではないかと。	「コミュニティ」については「武蔵野市の大きな特徴の一つなので、この条例にも記載すべき、ただし、具体的に規定しすぎてしまうと自由な活動が逆に型にはまった存在になってしまうのではないかと」という議論からこのような記載となっている。 なお、今後条例案を作成する中では、全市民的な議論を行っていく必要がある。
379	第8章 平和	平和	章立てとしての平和	「平和」についてのみ一章立てするのは、いささか違和感を感じる。それだけ「平和」に意味をもたせるのであれば、目指すべき方向性の市民自治、人権についても一章立てするくらいの意味がある。懇談会の議論の中で、前文だけでは法的根拠をもたないかのようなやり取りがあったが、それは条文規定がないと訴訟に耐えられないという極めて即物的な理由もあつたと記憶する。自治体運営の基本ルールとして、「平和」を章立てするのであれば、相当な覚悟と信念をもってもらいたい。	前文は本文と共に条例の一部を構成するもので、各条項の解釈の基準を示す意義・効力を有するが、具体的な規定には当たらず、前文の内容から直接的効果は生じないという一般的な解釈のもと、武蔵野市が今後も平和を大切にしていこうことに効力を持たせるため、懇談会においては、本文にも平和に関する条項を置くこととした。
408	その他	その他	議会との意見交換	懇談会での議論を重ねた結果、骨子案素案という形で一定の方向性が出されたのであれば、具体的に議会基本条例との整合を図る上で、市長へ骨子案を答申(報告)する前に、議会と懇談会との意見交換の場がもたれるべきではないか。その過程を踏まずに骨子案の報告を経て条例案の作成にうつるのは、策定過程に大きな瑕疵があると言わざるを得ない。 議会の会派、議員に一方的に意見を「聴取」するのと、双方向で意見を「交換」するのでは、まったく意味が異なる。	条例案の作成に向け、議会との調整方法については今後協議していく。

	章と項目	テーマ	意見の要約	対応案	
会派名：民主生活者ネット					
44	第3章 参加と協働	基本原則	協働	協働自体否定はしない。市としてのトーンがどうなっているのかわからない中、何でもここで出ているのがよくわからない。市のこれまでの取組みを含め、整理することが必要ではないか。	市はこれまで市民活動促進基本計画等に基づく取組みを行ってきており、この条例において原則を明示的に規定したいと考えている。
47	第1章 総則	基本原則	市民参加	骨子案には「参加」「参画」の記述があるが、言葉の整理ができていないのではないかと。また、どこを目指していくのかも不明確である。	用語の定義については条例案を作成する際に整合性を図る必要がある。この条例の制定によりこれまで武蔵野市が培ってきた市民自治が一步でも二歩でも前進することを目指している。
111	第2章 市民・議会・市長等の役割	市民の役割	市民の責務	市民は本来主権者であるから、参加や参画していくことというのは、全部自分事につなげていくことでもあり、それが結局は自分たちのもの、自分たちも責任を負うということになれば、それは責務ではないか。	市民に行政側と同じ「責務」という言葉で縛りをつけることには違和感があるので、最も表現を弱め「市民の役割」とするという整理をしている。
153	第3章 参加と協働	情報共有	情報公開	終わってからの公開では遅すぎる。策定過程での論点、争点を明確にしたうえで公開し、市民が自分事として考えられる仕組みが必要と考える。	懇談会の議論においても、情報を公表するタイミングについてはだいたひ議論となったが、「案件によるため、一律の定めを設けることは困難」という意見が出たことを受けた結果、骨子案素案の「市は、市の保有する情報を市民に適時適切に公表し、分かりやすい情報公開に努める」という表現になっている。
203	第3章 参加と協働	市民参加	パブリックコメント	情報公開に対応して、パブリックコメントの制度化は必要。	パブリックコメントや市民意見交換会については、これまでは任意に行っていたものを新たに制度化するものである。
222	第3章 参加と協働	住民投票	住民投票	本来は住民投票はやらなくても済むよう、情報公開、市民説明を行うことが大前提と考える。	ご意見のとおりと考える。
284	第3章 参加と協働	住民投票	発議権	市民(有権者)のみに認めるとあるが、市長も議会も条例制定権を持っているので、法的にはできる。それを規制するような表現はいかがかと思う。	骨子案素案において「発議権を市民にのみ認める」とした意図は、市長と議会が住民投票を発議したい場合には、現行制度において実施可能な個別型の住民投票条例の提案をすればよいという議論に基づくものである。
328	第4章 議会と市長との関係	議会との市長との関係	議会の会期	実質「通年議会」という体制をとっている。必要性はあるのか。	議会に関する事項については議会と十分に協議を行い、議会で検討中である議会基本条例との整合を図ったうえで自治基本条例案を作成する。
395	その他	その他	改正手続	条例の実効性を担保するためにも、どこかに見直し規定を設ける、4年に1回設けるとか、ある程度設けておいたほうが持続性が高まるのではないかと考える。	改正手続についての議論はあったが、「見直し規定」という切り口での議論はこれまで懇談会では行っていないので、ご意見を踏まえて検討する。
409	その他	その他	条例策定の前提	自治基本条例をつくらなくてはならない背景が見えない。市民参加の根拠としてつくるといことだが、武蔵野市の場合は市民参加はずっとやってきていることだし、やり方に関してもかなり多方面に、逆に自治基本条例を持っている自治体よりもはるかに進んでやっていることを考えると、それ以上自治基本条例で何を制定するのが見えてこない。	目的の項目にあるとおり、市がこれまで取り組んできたさまざまな市民参加などに関する事項を明文化することで、良き伝統を今後も継続し、「市民自治のまち武蔵野」をさらに推進していくために自治基本条例の制定を目指している。
416	その他	その他	条例制定のプロセス	住民投票を規定する自治基本条例こそ、その是非を住民投票にかけるべきではないか。	条例の最高規範性についての議論の際に、改正の要件を厳しくするかどうかという検討を行ったが、住民投票を要件にするハードルも大きくなって、改正もできなくなるので、そこまでかたくななくてもよいという結論に懇談会では至った。
433	その他	その他	長期計画等との整合性	本来ならば自治基本条例を策定した後、その自治基本条例に従って長期計画をつくらなくてはならないはずだが、今のスケジュールだと同時進行になっている。そうした場合、長期計画は一体どこに根拠を持ていくのかというのがよくわからない。また都市計画マスタープランや健康福祉総合計画等個別計画との整合性はどうしていくのか。	長期計画の策定に代表されるような本市が伝統的に培ってきた市民参加の手続を将来にわたり担保し、ルール化することは自治基本条例制定の目的の一つであるが、長期計画の根拠は既に長期計画条例において規定されているので、自治基本条例の制定に向けた検討と、長期計画の策定作業の時期が重なることに特に問題はないと考えている。その他の個別計画についても同様である。

	章と項目	テーマ	意見の要約	対応案	
会派名：市議会公明党					
52	第1章 総則	用語の定義	「市」の定義	P2の「市」の定義とP6の市長等の責務における「市」の位置づけが異なる。整合性を図ってほしい。	用語の定義については、条例案を作成する際に整合性を図る必要がある。
212	第3章 参加と協働	住民投票	住民投票	少数の意見を尊重したい場合に署名が集められない、悪用する懸念の方が大きい。	懇談会でも住民投票は多数者が少数者の権利を侵害しかねないという危険もはらんでおり、慎重に検討しなければならないという意見もあったが、市民意見を直接表明する手段をもう一つ確保することにより、市民自治のさらなる推進につなげるという考えに至ったものである。
238	第3章 参加と協働	住民投票	住民投票の対象事項	国や都の権限に関わることが対象となった場合にどうするのか。武蔵野市が行う事務に限定すべき。	懇談会でもご意見の趣旨のようなことも含め、様々な議論があったが、一つの意見表明の機会として制度を利用する方法もあるので、どういうことを住民投票にかけるか否かの要件はつけられない意見となっている。
384	第8章 平和	平和	平和	平和の日条例もあり、平和・憲法手帳も制作している。前文に盛り込むことは理解するが、わざわざ章立てをし、条文を起こす必要はないのではないか。	前文は本文と共に条例の一部を構成するもので、各条項の解釈の基準を示す意義・効力を有するが、具体的な規定には当たらず、前文の内容から直接的効果は生じないという一般的な解釈のもと、武蔵野市が今後も平和を大切にしていこうことに効力を持たせるため、懇談会においては、本文にも平和に関する条項を置くこととした。
228	第3章 参加と協働	住民投票	住民投票のあり方	常設型住民投票については、国民投票との整合性を図るべき	住民投票は、法律の定めとは別の、自治体独自の制度として設けるものであるため、国民投票との整合については必ずしもとる必要はないと考える。

	章と項目	テーマ	意見の要約	対応案
会派名：むさしの志民会議				
229	第3章 参加と協働	住民投票	住民投票のあり方 常設型住民投票については、市長選と市議選が分かれて実施されている武蔵野市の現状から、具体的なシミュレーションを行ったうえで判断すべき。	実際の運用は確かに重要な問題であり、考えていかなければいけないが、それと住民投票の制度設計とは別問題と解する。
305	第3章 参加と協働	コミュニティ	コミュニティのあり方 「コミュニティのあり方については、時代と状況の変化を踏まえ不断に見直しを図り、市民と市で共有する」という趣旨を書き込んでほしい。	コミュニティづくりについては一定の記載を行っているところであるが、市の歴史的背景については、条例案を作成する際に改めて精査する必要がある。
406	その他	その他	条例策定について 自治基本条例と議会基本条例の一体的策定の可能性と意義を懇談会構成員と議会全体で意見交換を行うことを求めたい。	条例案の作成に向け、議会との調整方法については今後協議していく。
426	その他	その他	その他 国会の憲法改正に伴う「憲法審査会」において「地方自治の本旨を明確にすべき」と議論されていることを踏まえ、「地方自治の本旨」を共通理解としたうえで条例制定に臨むべき。	憲法そして地方自治法により定められる地方自治の本旨と整合を図ることは勿論であるが、国の今後の動きを待つばかりではなく、市としてのルールの検討は行っていくべきと考える。

自治基本条例(仮称)骨子案素案に対する意見集約表(各会派等抜粋)

参考資料1

章と項目		テーマ	意見の要約	対応案	
山本ひとみ議員					
29	前文	前文	前文	武蔵野市に在日コリアンの存在があったこともぜひ記述していただきたい。	ご意見として承る。
30	前文	前文	前文	日本国憲法第14条の「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分または門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」という人権尊重の内容について条例にも書き込むべき。それを踏まえた上で、これにさらに国籍・年齢・障害の有るなし・性自認・性的指向性を加えた包括的な、人権尊重・差別禁止を盛り込んだ内容としていただきたい。	人権については憲法で保障されているものであり、この条例でも大前提となる考え方なので、前文で記載する旨の議論があった。
33	前文	前文	最高規範性の担保	「最高規範性」に相当する文言があることは理解するが、もう少しこれを強化する工夫ができないかと考えている。	現行の法体系上、条例に上下関係はないので、自治に関する基本条例として、その他の条例はこの基本条例に整合性を保つよう努力しなければならない、という位置づけにしている。
249	第3章 参加と協働	住民投票	成立要件	成立要件については、一定の投票率とするか、有権者中の当該案件への支持率とするか、もつと議論が必要と考える。	成立要件については設けるという整理をしているが、具体的に何%かということに関しては条例案作成の段階で検討する。
265	第3章 参加と協働	住民投票	投票結果の公表	住民投票の結果は成立しない場合でも公表するべきと考える。	行政の透明性を確保するため、実施した結果については、たとえ投票が成立しなかった場合においても公表をするという整理をしている。
276	第3章 参加と協働	住民投票	投票権者の範囲	住民投票のできる市民には、定住外国人も含むべきと考える。もちろん、これは住民投票条例で規定するとされていることは理解している。	住民投票の投票権者に外国人を含めるかどうかについては懇談会においても委員によって見解が分かれたところであり、自治基本条例に基づく住民投票条例の制定の際の議論に委ねる。
407	その他	その他	議員意見の聴取方法	自治基本条例の骨子案素案について考えるうえで、議会基本条例との整合性を持たせることは当然であるが、そもそも議会自体が、市民の多様な意見の反映の場であるので、会派・議員一人ひとりの意見を尊重し、議会内の少数意見に留意する。そのプロセスを踏んでほしい。	条例案の作成に向け、議会との調整方法については今後協議していく。
448	その他	その他	市民意見の聴取方法	アンケートやパブリックコメント募集にとどまらず、骨子案ができた段階で、市民との意見交換会を各地域、各層向けに丁寧に実施していただきたい。	ご意見のとおりで、今後条例案の制定の際にも市民への丁寧な説明の機会及び市民との意見交換の場を設けていく。
449	その他	その他	人権侵害や差別に対する苦情処理・勧告のできる第三者機関の設置	市民への差別や人権侵害に対して、市民からの訴えを受け止め、事情を調査し、是正措置を勧告できる第三者機関の設置をこの条例で規定すべきである。(男女平等推進条例においても、男女平等に関する苦情処理に対応するための機関が設置されている。公平委員会は職員の身分や待遇等に関する苦情処理機関なので、性質が異なる。)	懇談会での議論では「人権の尊重は大前提であるため、個別の条文を置くのではなく、前文に規定する」という整理をしており、それに付随する制度についてもこの条例を根拠に設けることは想定していない。なお、人権侵害に対する救済措置については国が法務省を所管として制度を構築している。